注1　「(何) 総合通信局長」とある部分は、沖縄総合通信事務所にあつては沖縄総合通信事務所長とする。
2　検査年月日は、判定員が判定を行つた日とする。
3　一の登録検査等事業者が複数の無線局の検査を実施した場合には、本報告書の各項目の内容の対応関係を明確にした上で一括して記載することを可とする。当該欄に記載できない場合は、別紙として添付することができる。
4　代理人による提出の場合は、免許人の氏名又は名称を記載するほか、当該代理人の氏名又は名称、住所、郵便番号及び電話番号を付記すること。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行の日（平成二十三年六月三十日）から施行する。

（経過措置）

2　免許人が総合通信局長に提出する無線設備等の点検実施報告書の様式は、この省令による改正後の別表第五号の三の様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までは、なお従前の様式によることができる。この場合においては、改正後の別表第五号の三の注5に掲げる内容を別紙に記載して添付又は改正前の別表第五号の二の様式の余白に記載すること。

○総務省令第六十五号

放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行に伴い、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため無線局免許手続規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年六月二十九日　　総務大臣　片山　善博

無線局免許手続規則の一部を改正する省令

第二条第一項第一号(1)及び(2)を次のように改める。

(1)　特定地上基幹放送局
(2)　特定地上基幹放送局以外の地上基幹放送局

第二条第一項第一号に次のように加える。

(3)　特定地上基幹放送試験局
(4)　特定地上基幹放送試験局以外の地上基幹放送試験局

第二条第一項第九号(1)及び(2)を次のように改める。

(1)　衛星基幹放送局
(2)　衛星基幹放送試験局

第二条第二項中「第一号(2)」を「第一号(3)及び(4)」に改め、同条第五項中「放送局（放送試験局、放送衛星局、放送試験衛星局及び放送」を「基幹放送局（基幹放送（法第五条第四項の基幹放送をいう。以下同じ。）」に改め、「（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）」を削り、「、受託国内放送、受託協会国際放送、受託内外放送」を「、衛星基幹放送、内外放送」に、「放送局が」を「基幹放送局が」に改め、同項第一号中「放送の」を「国内放送等の基幹放送の」に改め、同号(2)を削り、同号(3)を同号(2)とし、同号(4)を同号(3)とし、同号(3)の次に次のように加える。

(4)　内外放送

第二条第五項第一号(5)及び(6)を削る。

第二条第五項第五号中「第三条の五」を「第八条」に、「別表第一号（注）十四」を「別表第五号(注)十二」に、「別表第一号（注）十五」を「別表第五号（注）十三」に改め、「、衛星補助放送」を削り、「放送の」を「基幹放送の」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「放送又はそれ以外の放送」を「基幹放送又はそれ以外の基幹放送」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「放送の」を「基幹放送の」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　地上基幹放送等の基幹放送の区分

(1)　地上基幹放送
(2)　衛星基幹放送

第二条第六項第二号及び第三号を削り、同項第一号の二を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一　固定局、地上基幹放送局、航空局、基地局、陸上移動局、陸上移動局、携帯局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、人工衛星局、構内無線局及び特別業務の局のうち二以上の無線局相互間において使用される同一規格の予備の無線設備（空中線系については、同一型式とする。）の装置

第二条第六項に次の二号を加える。

四　海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、船舶地球局、携帯移動地球局及び地球局のうちの二以上の無線局の相互間において使用される同一規格の予備の無線設備の装置（他の無線局に備え付けられている装置（船舶地球局のものを除く。）を含む。）

五　多重回線を構成する固定局相互間において、災害が発生し、又は電波の伝搬障害（法第百二条の二第一項に規定する伝搬障害防止区域に係る重要無線通信の電波伝搬路におけるものを除く。）が生じた場合に固定局の代わりに臨時に使用される同一の電波の型式及び周波数の無線設備の装置（第一号に掲げるものを除く。）

第四条第二項の表第一号中「放送局（放送衛星局及び放送試験衛星局を除く。）」を「基幹放送局（衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局を除く。）」に改め、同表第十号中「放送衛星局及び放送試験衛星局」を「衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局」に改める。

第五条第四項中「登録点検事業者」を「登録検査等事業者」に改める。

第六条の見出しを「（基幹放送局の事業計画）」に改め、同条第一項第五号中「申請者」を「申請者が特定地上基幹放送局又は特定地上基幹放送試験局の免許を申請しようとするときは、申請者」に改め、同項第六号を次のように改める。

六　申請者が特定地上基幹放送局又は特定地上基幹放送試験局の免許を申請しようとするときは、申請者自らが議決権を有する者に関する事項（十分の一を超える議決権を有する他の基幹放送事業者（放送法第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者をいい、日本放送協会（以下「協会」という。）及び放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園（以下「学園」という。）を除く。以下同じ。）に関する事項）

第六条第一項第八号を次のように改める。

八　基幹放送の業務を行う事業又は放送法第百十八条第一項に規定する放送局設備供給役務の提供を行う事業と併せ行う事業及び当該事業の業務の概要並びに将来の事業予定並びに経営方針として次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項

区分	記載事項
イ　特定地上基幹放送局及び特定地上基幹放送試験局（以下「特定地上基幹放送局等」という。）の場合	(1)　放送番組の編集の基準 (2)　放送番組の編集に関する基本計画 (3)　週間放送番組の編集に関する事項 (4)　放送番組の審議機関に関する事項 (5)　放送番組の編集の機構及び考査に関する事項 (6)　放送法第百八条の規定による放送（以下「災害放送」という。）に関する事項
ロ　地上基幹放送試験局及び衛星基幹放送試験局の場合	試験、研究又は調査の方法及び具体的計画
ハ　基幹放送を行う実用化試験局の場合	試験の方法及び具体的計画